

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県竹原市新庄町10466番地3
氏名 西日本環境開発 協同組合
代表理事 岸本 拓也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和5年3月28日
許可の有効年月日 令和10年3月27日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（選別）

産業廃棄物の種類

【選別】汚泥、廃プラスチック類及び金属くず（廃電池及び電池複合物に限る。）（これらのうち廃プリント配線板及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

広島県竹原市新庄町1035番地1 令和4年12月26日設置
処理能力 汚泥、廃プラスチック類及び金属くず 10.648t/日（8時間）

(2) 保管施設

ア 広島県竹原市新庄町10477番地3 80.6㎡、汚泥、廃プラスチック類及び金属くず 608.5㎡、屋内保管
イ 広島県竹原市新庄町1035番地1 11.5㎡、汚泥、廃プラスチック類及び金属くず 25.3㎡、屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無